国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和６年９月３０日
東北地方整備局

入札監視委員会の審議概要を公表します
（第二部会 第１回定例会議）

令和６年８月２６日（月）に東北地方整備局（港湾空港関係）において、「令和６年度入札監視委員会（第二部会第１回定例会議）」を開催しました。

審議概要について別紙のとおりお知らせします。

なお、今回の委員会では、事前に抽出された案件６件の審議を行い、意見の具申や勧告事項はありませんでした。

〔発表記者会〕宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

【問合わせ先】
国土交通省　東北地方整備局（港湾空港関係）
仙台市青葉区本町３丁目３番１号
ＴＥＬ　０２２－７１６－００１３（直通）
経理調達課長　千葉（ちば）　哲哉（てつや）　（内線：６５５１）

東北地方整備局　入札監視委員会（第二部会）　審議概要

<table>
<tr><td>開催日及び場所</td><td colspan="3">令和6年8月26日（月）　東北地方整備局　会議室</td></tr>
<tr><td>委員</td><td colspan="3">部会長　真田　昌行【弁護士】
部会長代理　河井　正【東北工業大学　工学部　教授】
委員　坂本　直樹【（国）山形大学　人文社会科学部　教授】</td></tr>
<tr><td>審議対象期間</td><td colspan="3">令和5年10月1日　～　令和6年3月31日
（上記期間に契約締結した案件を審議）</td></tr>
<tr><td>審議案件</td><td colspan="3">総件数　6件　（別紙－1　審議案件一覧のとおり）</td></tr>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="5">工事</td><td>一般競争入札（政府調達に関する協定適用対象）</td><td>1件</td></tr>
<tr><td>一般競争入札（政府調達に関する協定適用対象以外）</td><td>2件</td></tr>
<tr><td>工事希望型競争入札</td><td>0件</td></tr>
<tr><td>指名競争入札</td><td>0件</td></tr>
<tr><td>随意契約</td><td>0件</td></tr>
<tr><td colspan="2">建設コンサルタント業務等</td><td>2件</td></tr>
<tr><td colspan="2">役務の提供等及び物品の製造等</td><td>1件</td></tr>
<tr><td colspan="3">委員からの意見・質問、それに対する説明・回答</td><td>別紙－2のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="3">委員会による意見の具申又は勧告の内容</td><td>今回の審議案件について、意見の具申又は勧告事項はありません。</td></tr>
</table>

（備考）

・審議に先立ち、次の(1)～(8)について、報告を行いました。

(1)工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等の発注状況

(2)指名停止等の運用状況

(3)談合情報等の対応状況

(4)再度入札における一位不動状況

(5)低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況

(6)一者応札の発生状況

(7)不調・不落の発生状況

(8)高落札率の発生状況

別紙－１

審　議　案　件　一　覧

【工事】

入札方式	工　事　名	工事種別	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契　約締結日	契約の相手方	契　約金　額（単位：千円）	落札率（単位：%）	備　考
一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事）	久慈港湾口地区防波堤(北堤)築造工事(その2)	港湾土木工事	5者	5者	R6.3.21	五洋・りんかい日産特定建設工事共同企業体	902,539	91.87	釜石港湾事務所
一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの）	仙台塩釜港石巻港区雲雀野地区防波堤(南)築造工事	港湾土木工事	8者	7者	R6.3.25	東洋建設（株）	273,009	90.09	塩釜港湾・空港整備事務所
一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの）	能代港大森地区泊地(-13m)土砂運搬工事	空港等土木工事	1者	1者	R6.3.25	大森建設（株）	175,120	97.47	秋田港湾事務所

【建設コンサルタント業務等】

入札方式	業　務　名	業種区分	手続きへの参加資格及び業務実施上の条件を満たす参加表明書の提出者数	技術提案書の提出者数	契　約締結日	契約の相手方	契　約金　額（単位：千円）	落札率（単位：%）	備　考
簡易公募型競争入札方式	青森港油川地区現況測量	測量・調査	1者	1者	R5.12.6	（株）コンテック東日本	1,705	96.27	青森港湾事務所
簡易公募型プロポーザル方式	東北管内における浚渫土砂有効活用検討業務	建設コンサルタント等	1者	1者	R5.10.5	（一社）水底質浄化技術協会	14,520	99.54	港湾空港部

【役務の提供等及び物品の製造等】

入札方式	業　務　名	業務分類	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契　約締結日	契約の相手方	契　約金　額（単位：千円）	落札率（単位：%）	備　考
一般競争入札方式	玉川宿舎3号棟受水槽給水ポンプユニット取替	役務の提供等	4者	3者	R5.11.27	常光サービス（株）	1,529	54.50	小名浜港湾事務所

別紙－２

１．報告	
意見・質問	説明・回答
・なし	

２．審議	
意見・質問	説明・回答
１　久慈港湾口地区防波堤(北堤)築造工事(その2)	
・4社が調査基準価格と同額で応札しているのは何故か。	・官積算の積算基準及び単価については公表しており、また積算の各種設定条件についても見積参考資料を公表しているため、応札者は高い精度の積算が可能となっております。本工事は、各者とも受注意欲の表れとして応札額が調査基準価格ラインに集中したものと推察します。
・落札者の加算点57点の内訳はどのようなものか。	・技術提案は1項目30点満点で2項目あるため満点は60点となっており、落札者は53点となりました。それに賃上げの点数4点を加算し57点となりました。
・企業及び技術者の実績、経験等は評価する加算点の対象にはならないのか。	・本件はWTO対象工事であり、技術提案のみ評価を行い、それに賃上げの点数を加点する形となるので、企業及び技術者の実績、経験等は対象にはなりません。
・技術提案等評価は客観的に数値化されて自動的に点数がつけられるような形でやっているのか、それとも人の印象判断が入ってくるような点の付け方をしてるのか。何人体制で点数決定と集計をしているのか。	・提案書については、5人体制の幹事会で評価をしています。幹事会では内容の妥当性や期待される効果、また施工方法については、施工時期について明確に記載されているか等を確認して評価をしています。
・点数化する際に評価者が少数であると評価者の感性による影響が大きくなることが懸念されるが、5名ということであれば点数も平均化されるものと思われ、問題はないと感じた。	・幹事会の5名はあくまで加算点の原案を作成する事務局であり、その後の、8名程度で構成される技術審査会において最終的に審議し加算点を決定しています。
・本工事で参加可能と想定される事業者数が30者あるということだが、結果5者応札というのは妥当なところなのか。	・過去のWTO工事における応札実績としては5者～10者となっており、5者応札は妥当なところと考えております。 本工事はWTO対象の大きな工事であり、JVでの応札となっています。応札者としては5者だが、企業数でみれば9者となっています。

意見・質問	説明・回答
2　仙台塩釜港石巻港区雲雀野地区防波堤(南)築造工事	
・8者応札があったということだが、そのうち無効が3者ある。その理由は何か。	・3者のうち、1者は開札後に配置予定の技術者を配置することができなくなったとのことです。その場合、入札者心得第6条2第1項の配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったときに該当するため無効としています。2者目については、入札金額が調査基準価格未満であり低入札価格調査の対象となりましたが、追加資料の提出を辞退したことから無効としています。3者目については、一括審査方式のルールにより、先に落札決定を行う工事で落札者となったことから無効としています。
・3者が調査基準価格と同額で応札しているのは何故か。	・官積算の積算基準、単価等は公表されているので、応札者は高い精度の積算が可能となっています。提出された工事費内訳書を確認したところ、直接工事費が我々の積算と同額となっており、受注意欲の表れとして調査基準価格と同額になったものと考えます。
・加算点の点数の付け方はどのようになっているか。	・技術提案のテーマを2つ設けており、各テーマが20点で40点、それにプラスして企業の技術力が10点、配置予定技術者の施工実績が10点でトータル60点。これに賃上げ点数の4点を足して全部で64点満点となります。
・無効3者のうち2者目について、調査基準価格未満で応札し低入札価格調査に必要な書類を出さなかったが、定例報告の「低入札価格調査対象工事の発生」には該当しないのか。	・低入札価格調査にかかる追加資料の提出を辞退したことから無効となっており、「低入札価格調査対象工事の発生」には該当しません。
・入札について「辞退」と「辞退して無効」の違いは何か。	・「辞退」は応札の際に辞退届を提出した者です。「辞退して無効」は、低入札価格調査対象工事のため、追加資料の提出を辞退した者は入札者心得に則り「無効」となることです。
・一括審査方式において、落札後に無効となるもう一方の工事についても積算作業をさせると、業者にとって負担になるのではないか。また、技術者の配置等に余力がある業者は一方の落札後無効にはせず、両方の工事を落札できるようにしたほうが良いのではと思う。	・一括審査方式は、一定の条件を満たす2以上の工事において、提出させる技術資料の内容を同一のものとし、一括で審査を行う方式です。積算作業よりも技術提案書の作成には時間と労力がかかります。本方式では同一の技術資料を使用して技術審査を行うことから、企業の技術資料の作成において負担軽減となります。技術資料作成の負担軽減については業界からの要望もあり、意見交換を通じて一括審査方式を採用しました。

意見・質問	説明・回答
3　能代港大森地区泊地(-13m)土砂運搬工事	
・1者応札になったのは何故か。	・ダウンロードした者が24者あり、同種工事の実績のある者は10者ありました。その中で秋田県内においては、豪雨災害によって多くの災害復旧工事が行われており、また能代地区において新たに進出した企業の工場建設による技術者、資材、ダンプの取り合いが発生していたため、条件を満たした技術者及び資材調達に確実性を持って臨めた者が少なかったものと推察します。
・前の質問の回答について、説明書をダウンロードした業者に調査やヒアリングはしたのか。	・入札参加可能と想定し、実際に説明書をダウンロードしたが参加しなかった者にヒアリングを行いましたが、社内検討の結果などしか回答が無かったため、諸情勢について聞き取りした結果を踏まえ推察しました。
・なぜ土砂を仮置きする必要があったのか。どういう由来の土砂なのか。浚渫土砂であれば、水分を含んだまま施工場所に投入しても良かったはず。計画段階でこの工事が発生しなければ、それが一番コストダウンだと思う。どういった経緯でこういう仮置きをしてそこに投入するようになったのか。	・防波堤の切れ目の船通し部から航路が埋没するため浚渫を行っています。ただ秋田県が整備している土捨て場が令和5年度から土砂が投入可能になっており、それ以前は浚渫をしても土捨て場がありませんでした。一方で安全確保のため、航路浚渫は行う必要があり仮置きしました。土捨て場の完成と浚渫がリンクしていれば良かったが、安全確保の為に先に浚渫を行いました。
・コメントではあるが浚渫は定期的に発生するので、土捨て場がいっぱいになったら、次にどうするかを事前に県と調整すれば、土砂の仮置きを回避できることもある。結果的に工事そのものを発生させないように工夫をするのが一番のコストダウンになる。	
・参加者数が1者となったが、等級を拡大するなど参加資格要件を緩めて競争性を確保できなかったか。	・同種工事の施工実績に関する資格要件については単に土工としており、最大限に広げていると考えます。等級を広げれば地元以外の大手企業が多数参加すると推察されますが、地元企業の規模に適したB等級のみとすることが適正だと考え設定しました。
・ダンプや重機が不足したとのことだが、事前に必要な機材等が不足していることはわからないものなのか。本件工事は資機材が不足する中でも急を要して実施する必要があったのか。	・仮置き土砂を投入している土捨て場については、令和6年度までしか土砂を投入できないことから、資機材不足の状況を勘案して工事を発注する余裕はありませんでした。
・落札率が高いが何故か。	・土捨て場の整備が完了したことを受けて、当事務所においては本件工事と同様の工事を数件発注しており、能代火力発電所でも同様の工事を発注しています。これにより資機材を安価に調達することが困難になり、会社の利益率を考え調達費用がかかるということでこのような落札率になったと推察します。
・この工事についても、他の工事と同じく積算基準が公表されているのか。	・ご見解の通りです。

意見・質問	説明・回答
4　青森港油川地区現況測量	
・2者が参加表明書を出しているが、そのうち1者が B 等級であり競争参加資格無しになっている。もう少し競争性を高めることができなかったか。	・参加資格業者は事前の確認では21者いたので十分に入札者が見込めると考えていました。 入札参加可能と想定し、実際に説明書をダウンロードしたが参加しなかった者にヒアリングした結果、社内検討の結果や技術者の確保が困難であったとのことです。発注時期が冬場であり積雪時における測量が難しいことも関係したと推察します。
・落札者の1回目と2回目の応札額に大きな開きがあるが何故か。	・1回目の予定価格との乖離について応札者にヒアリングした結果、港湾以外の基準で積算していました。我々の積算基準について説明した結果、2回目に約半分の価格となりました。
・こういった業務は青森県内の業者が参加するものなのか。冬以外の発注であれば青森県外の業者も参加しやすかったのではないか。	・C等級の測量業務であることから、参加表明する者も青森県内の事業者が多いのではないかと考えていました。
・入札参加可能想定者数については全国で21者ということか。	・青森県内に絞っています。県内には68者あり、うちB等級が18者でC等級が21者となっています。
・B等級にも関わらず参加してきた1者については単に間違えて参加してきたのか。	・ご見解の通りです。
・入札時期をずらすことは可能だったのか。春先にすれば競争性が高まった可能性は無いのか。	・本業務は洋上風力発電に関連した業務であり、事業着手における関係機関との調整に時間を要したこと、また、令和5年度中に業務完了させる必要があったことから、やむを得ず冬季期間の業務となったものです。

意見・質問	説明・回答
5　東北管内における浚渫土砂有効活用検討業務	
・入札参加可能と想定した13者に対し、1者しか参加表明書を提出しなかったが何故か。	・入札参加可能と想定し、実際に説明書をダウンロードしたが参加しなかった者にヒアリングした結果、技術者の配置ができなかったとのことでした。
・落札率が高いがどういった予定価格の決め方をしているか教えていただきたい。	・本件はプロポーザル方式であり、技術提案の評価を行い、技術的に最適な業者を特定して、その者と随意契約の見積合せを行うルールになっています。概算予算額が説明書で示されていることもあり、それに近い見積額が提示された結果、そのような金額になったと考えます。
・コメントではあるが本業務は、検討した成果がどのようなものであったか、成果を今後どう活かすかが非常に重要であると思う。なお、この業者に発注するのが最良なのであれば、手続を簡略化する意味でも公募手続を行わず、単に随意契約を行うという方法が適正であるとも思う。	

意見・質問	説明・回答
6　玉川宿舎3号棟受水槽給水ポンプユニット取替	
・落札率が低いが、低い金額でもしっかりした工事が行えることを確認しているか。	・ユニットごと取り替えるだけのものであり、工事の内容としては簡単なものであるため、実績も求めていません。落札率の影響については、契約金額の大部分を給水ポンプユニットの購入金額が占めていると考えられ、ユニットを安価に調達可能かが金額の差になっていると推察します。
・コメントではあるがユニットの調達額に差が生じる理由の把握は困難かと思うが、部品の保証期間等のサービス面での差が生じていないかについても留意する必要があると感じる。	
・予定価格の設定が高すぎたため、このような落札率になったのでは。積算はどのようにしているか。	・3者から給水ポンプユニットの購入金額の見積書を徴収しましたが、それぞれ金額にはかなり開きがありました。それら3者の金額を平均して積算しましたが、一番安い見積書を提出した業者が落札者となったため、そのような落札率になりました。